

令和5年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和5年6月9日（金）

午後2時00分から

会場：横浜市庁舎9F

共用会議室 09-N12

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 第7期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長、副会長の選任について (資料1)
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料2)
- (3) 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料3)
- (4) 横浜市動物適正飼育推進員について (資料4)

4 事務局からの報告

- (1) 令和4年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について (資料5)
- (2) 令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画について (資料6)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 (資料1-1)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 (記入用) (資料1-2)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会について (資料1-3)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 (資料1-4)
- ・横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料2-1)
- ・横浜市動物適正飼育推進員設置要綱 (資料2-2)
- ・横浜市動物適正飼育推進員令和4年度活動事例抜粋 (資料2-3)
- ・令和5年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画 (案) について (資料3)
- ・横浜市動物適正飼育推進員再任等 (解嘱) の手順 (案) (資料4)
- ・令和4年度横浜市動物愛護管理業務実施結果 (資料5)
- ・令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画 (資料6)

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第7期 令和5年3月25日～令和7年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	副支部長
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	理事
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	久世 明香	麻布大学獣医学部動物応用科学科	講師
学識経験者	佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿（記入用）

（第7期 令和5年3月25日～令和7年3月24日）

会長：1名 副会長：1名

項目	第7期 役職	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表		伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	副支部長
動物愛護等団体代表		大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表		田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表		加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	理事
動物愛護等団体代表		山田 佐代子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表		溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表		赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者		久世 明香	麻布大学獣医学部動物応用科学科	講師
学識経験者		佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民		田代 さとみ		
公募市民		富高 恵子		

人と動物との共生推進よこはま協議会について

1 横浜市附属機関設置条例

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

別表 (抜粋)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	人と動物との共生推進 よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20 人以内

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について

現在委嘱している横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）は令和5年11月13日で任期満了となります。（現推進員の委嘱状況については裏面参照）

つきましては、横浜市動物適正飼育推進員設置要綱第2条に基づき、推進員の次期委嘱を実施します。

1 推進員の選考方法（案）

- (1) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体からの推薦
次の協議会構成団体に対し、現推進員及び新たな推薦者について推薦依頼を行います。
ア 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
イ 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
ウ 神奈川県愛玩動物協会
エ 公益財団法人 日本補助犬協会
オ 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
カ 公益社団法人 横浜市獣医師会
キ 一般社団法人 全国ペット協会
- (2) 現公募推進員について
現公募推進員に対し、次期委嘱の意向確認後、委嘱を決定します。
- (3) 公募
横浜市動物適正飼育推進員公募選考要領に基づき若干名を選考します。

2 推進員について

(1) 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（要約）

第2条（委嘱）

市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熟意と識見を有する満20歳以上の方のうち、次のいずれかの該当者

- (1) 地域の実情に精通、動物の適正な飼養に関する知識等を有し、市が行う事業等に協力できる方
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体等からの推薦を受けた方

第4条（責務）

推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努める。

第5条（任期）

推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) その他

平日の昼間に積極的に活動ができる方、研修等に参加できる方が望ましい。

3 委嘱までのスケジュール

令和5年6月下旬 現公募推進員に対し委嘱の意向確認
 協議会構成団体に対し推薦依頼
 公募の応募受付

8月 広報よこはま等により公募の周知

9～11月 次期委嘱者決定

11月14日 委嘱（予定）

11月中旬 委嘱式（予定）

【参考】

◎第9期推進員の委嘱状況（R5.4.31時点）

推進員区分布（人）					
鶴見	3	保土ヶ谷	2	青葉	4
神奈川	4	旭	5	都筑	2
西	1	磯子	0	戸塚	3
中	5	金沢	5	栄	4
南	3	港北	8	泉	6
港南	2	緑	3	瀬谷	3

所属団体別推進員数（人）	
公益社団法人 日本動物福祉協会 横浜支部	12
NPO 法人 神奈川動物ボランティア連絡会	8
神奈川県愛玩動物協会	5
公益財団法人 日本補助犬協会	8
公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	3
公益社団法人 横浜市獣医師会	0
公募推進員	27
計	63

活動対象となる動物別	
犬	40
猫	47
その他の動物	6

横浜市動物適正飼育推進員設置要綱

制 定 平成 17 年 10 月 17 日 衛食品第 10164 号
最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号(局長決裁)

(設置)

第 1 条 動物の適正な飼養の推進を目的に、地域に密着した活動を行い、動物の所有者に対して必要な助言等を行うことにより、動物の飼育をめぐる問題の解決を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 1 条に基づき、横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満 20 歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下、協議会という。）の構成団体等から推薦を受けた者

2 市長は、推進員を委嘱する者に対し「横浜市動物適正飼育推進員証」（第 1 号様式）を交付する。

(活動)

第 3 条 推進員は次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 2 項各号に定められた活動。
 - (2) その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。
- 2 推進員は、その活動にあたり、横浜市動物適正飼育推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。
- 3 推進員は、その年度の活動報告書（第 2 号様式）を、活動終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(責務)

第 4 条 推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。

- 2 推進員は、その活動を行うときは、常に市民への公平性、信頼性の確保に努めるとともに、行政職員と連絡を密にし、その指示に従わなければならない。
- 3 推進員は、その活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めたときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。

2 推進員は、前項の規定により推進員を解嘱されたときは、速やかに「横浜市動物適正飼育推進員証」を市長に返納しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定める。

附 則 (平成17年10月17日衛食品第10164号)

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則 (平成19年12月13日健食品第2044号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。

附 則 (平成26年8月1日健動第871号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

第1号様式

横浜市動物適正飼育推進員証

(表)

第	号
<h3>横浜市動物適正飼育推進員の証</h3>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>	氏名
	委嘱期間 年 月 日から 年 月 日まで
横浜市長	

(裏)

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
（横浜市動物適正飼育推進員）

第21条 市長は、法第38条第1項の動物愛護推進員として、横浜市動物適正飼育推進員を委嘱する。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）
（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その状況に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

第2号様式

横浜市動物適正飼育推進員活動報告書

年 月から 年 月までにおける動物適正飼育推進活動
の状況を次のとおり報告します。

年 月 日
横浜市長 殿

横浜市動物適正飼育推進員

年 月 日	活 動 内 容

令和4年度 横浜市動物適正飼育推進員活動事例

事業カテゴリー	内容	件数	関係した 推進員数
犬に関する啓発	推進員を講師とした災害時・散歩時のマナー教室の開催、チラシの配布による犬の適正飼育・マイクロチップ推進の啓発、区獣医師会と区役所の合同事業である高齢犬の表彰の管理運営など	6	7
猫に関する啓発	不妊去勢手術実施のための捕獲指導、猫の適正飼育啓発、屋内飼育や不妊去勢手術の推進、マイクロチップの推進、地域猫活動の推進や助言、同行避難のグッズの説明や啓発など	261	176
ペット全般に関する啓発	災害時ペット避難対策についての啓発展示、缶バッジの作成配布、猫の不妊去勢活動についての紹介、ペットの適正飼育啓発活動、高齢ペットに関するセミナー、犬のファッションショー、フォトスペース設置など	4	6
連絡会、研修会	猫ボランティア団体の主要メンバーとして、会の運営、募金活動等、会の中心的役割を担う、活動報告、動物愛護週展示間啓発アンケートの実施報告、ペット同行避難訓練実施報告をするなど	22	35
災害に関する啓発	災害時のペット対策について、チラシ・パネルを用いた啓発、現地で避難訓練に参加した飼い犬の受け入れ対応など	6	6
その他	犬猫譲渡活動(里親会)への参加など	8	9

令和5年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

令和5年度の横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）研修計画について、実施案を作成しましたので、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 63名

2 令和5年度の推進員研修計画について

(1) 第1回研修会

- ア 日時 令和5年8月頃
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 災害発生時における地域防災拠点でのペット同行避難について
- エ 目的 横浜市の防災体制や推進員に求められる役割を理解する
- オ 講師 本市職員等

(2) 第2回研修会

- ア 日時 令和5年10月頃
- イ 場所 未定（区役所会議室）（オンライン開催）
- ウ 内容 猫に優しい捕獲について（予定）
- エ 目的 飼い主のいない猫に対する知識及び技術を深めてもらう
- オ 講師 ねこから目線株式会社 代表取締役 小池英梨子先生

(3) 第3回研修会

- ア 日時 令和5年11月
- イ 場所 未定
- ウ 内容 動物の愛護及び管理に関する法律について
個人情報保護についてなど
- エ 目的 動愛法の内容や、個人情報保護について理解を深める
- オ 講師 本市職員等

(4) 第4回研修会

- ア 日時 令和5年1月頃
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 本市の動物に対する取り組みと現状について
推進員が日頃の活動の中で対応が必要とされる事案を想定したグループ
ワーキング
- エ 目的 動物愛護センターの業務と現状について理解を深める
グループワーキングにより推進員の対応力の向上を図る
- オ 講師 本市職員等

(案)

横浜市動物適正飼育推進員再任等（解嘱）の手順

協働第 号
令和5年 月 日

第1 趣旨

この手順は、横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づく横浜市動物適正飼育推進員（以下「推進員」という。）の再任及び要綱第6条の規定に基づく解嘱について疑義等が生じた場合について定めるものとする。

第2 手順

- 1 推進員の再任等に疑義等が生じた場合は、「人と動物との共生推進よこはま協議会」（以下「協議会」という。）の事務局が疑義等に係る意見等の受け付けを行う。
- 2 前項の意見等を受け付けた場合には、協議会は人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱第7条に基づく部会を設置し、当該推進員に聞き取りの機会を設けるものとする。
協議会事務局は、上記の聴聞内容、対応経緯及び事実確認結果について協議会に報告する。
- 3 当該推進員が協議会の構成団体からの推薦を受けている場合は、当該推進員の推薦団体は部会にオブザーバーとして同席することができる。

第3 口頭注意

推進員の疑義事象等を確認した場合、協議会事務局が当該推進員へ口頭注意による改善の指導を行い、是正を図る。

第4 文書指導・勧告

- 1 第3の口頭注意による指導によっても推進員の疑義事象等が改善されない場合は、協議会事務局は部会へ報告するものとする。
- 2 部会は前項の報告内容について協議の上、推進員への措置を決定する。協議会の事務局は部会の決定に基づき、当該推進員に対し、文書指導又は文書勧告を行う。文書指導又は文書勧告を行った場合には、事務局は次回の再任を行う際の参考とすることができる。

第5 再任不可又は解嘱とする場合

- 1 部会は、文書指導又は文書勧告を行っても推進員の疑義事象等が改善されない場合には、協議会に事案を報告し、審議を行うものとする。
- 2 前項の審議の結果、要綱第6条第1項第2号（推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。）又は同項第4号（その他推進員として必要な適格性を欠くとき。）に該当すると決定した場合は、当該推進員に対し任期満了後の再任を不可とし、又はただちに委嘱を解くものとする。

令和4年度 横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 災害時のペット対策
- 2 狂犬病予防事業
- 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- 4 地域猫活動支援事業
- 5 猫の不妊去勢手術推進事業
- 6 マイクロチップ装着推進事業
- 7 動物取扱業の登録及び監視指導
- 8 特定動物の飼養保管許可
- 9 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- 10 収容動物の譲渡事業
- 11 附属機関、他機関等との連携

1 災害時のペット対策



災害時のペット対策について市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの防災関連展示等実施状況

令和元年度：18区（全区）

令和2年度：12区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、磯子、港北、緑、青葉、都筑、栄）

令和3年度：14区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、青葉、戸塚、栄、泉）

令和4年度：17区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷）

(2) ペットの同行避難訓練実施状況

令和元年度：11区26拠点、延参加人数6,881人、延参加動物数70頭

（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、青葉、瀬谷）

令和2年度：2区2拠点、延参加人数8人、延参加動物数8頭

（神奈川、港北）

令和3年度：2区2拠点、延参加人数6人、延参加動物数6頭

（神奈川、中）

令和4年度：6区8拠点、延参加人数27人、延参加動物数26頭

（神奈川、保土ヶ谷、旭、青葉、都筑、瀬谷）

※令和2年度より集計方法を変更しています。

変更前：ペット同行避難訓練を実施した際の訓練全体の参加者数

変更後：実際にペットを連れて訓練に参加した人数

2 狂犬病予防事業



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録数	173,827	173,551	173,140	168,654
注射済票交付数	127,905	130,417	125,506	125,019
接種率	73.6%	75.1%	72.5%	74.1%

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



例年、飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進し、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で啓発事業を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した事業もあります。

(1) ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行いました。

(2) 動物愛護センターでの啓発事業

◎ 適正飼育啓発

- ・ 犬・猫セミナー 【 4 回 125 人 】

飼い犬・猫のしつけやお手入れ、医療、地域猫等についての講習

- ・ 適正飼育啓発事業 【 106 回 207 人 】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理、高齢動物の介護など、適正飼育に関する啓発事業

◎ 愛護普及啓発

- ・ 動物愛護フェスタ 【 1 回 5,000 人 】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

- ・ こども向け啓発事業 【 3 回 240 人 】

こどもアドベンチャーカレッジ、夏休み自由研究

- ・ 動物愛護啓発事業 【 26 回 767 人 】

◎ その他

- ・ 防災関係普及啓発 【 1 回 100 人 】

災害時のペット対策、同行避難等防災関連の普及啓発

(3) 各区での啓発事業

◎ 小中学校等学校での愛護普及啓発事業 【 3 回 226 人 】

◎ 飼い主への適正飼育普及啓発 【 25 回 727 人 】

愛犬マナー教室、猫の屋内飼育、犬猫の健康管理等

◎ 町内会、地域防災拠点への啓発 【 75 回 3,782 人 】

ペット防災啓発、飼い主のいない猫に関する説明会等

(4) 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

◎ 犬の苦情等件数の推移

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
苦情等内容件数		1,975件	2,285件	2,277件	2,305件
内訳	野犬等保護	50件	52件	56件	35件
	放し飼い	70件	86件	116件	91件
	ふん尿	1,223件	1,457件	1,423件	1,398件
	鳴き声	173件	235件	225件	266件
	身体・器物の被害	112件	118件	130件	126件
	不適切な取扱い・虐待	87件	117件	87件	106件
	登録・注射に関すること	147件	141件	135件	166件
	その他	113件	79件	105件	117件

◎ 猫の苦情等件数の推移

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
苦情等内容件数		1,956件	1,742件	1,734件	1,391件
内訳	ふん尿	601件	720件	780件	497件
	臭気・毛	57件	41件	59件	67件
	鳴き声	40件	51件	36件	28件
	身体・器物の被害	83件	91件	71件	69件
	不適切な取扱い・虐待	66件	96件	63件	102件
	収容に関する相談	507件	401件	334件	238件
	その他	602件	342件	391件	390件

4 地域猫活動支援事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動支援事業を平成30年4月より実施しました。

◎ 登録状況等（令和5年3月31日現在）

令和元年度：6区12地域（神奈川区、南区、港南区、戸塚区、泉区、瀬谷区）、手術実施頭数 73頭

令和2年度：8区26地域（神奈川区、南区、港南区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 105頭

令和3年度：11区39地域（神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 85頭

令和4年度：11区39地域（神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 93頭

5 猫の不妊去勢手術推進事業



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

令和4年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき上限5,000円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実績頭数	3,884	4,075	3,257	2,616

6 マイクロチップ装着推進事業



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

令和4年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：一頭につき上限1,500円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	140	159	134	125
猫	397	318	396	339
計	537	477	530	464

7 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取り扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
令和元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151
令和2年度	1,393	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132
令和3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	519	189
令和4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	773	188

◎動物取扱責任者研修

オンライン形式：2回（1,074人） 会場形式：4回（111人） ※（ ）内は受講者数

内容：令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律について

動物の取扱いに関するトラブル防止について

8 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。令和4年度にはヘビなど20件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について（令和5年3月31日現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数 等 (注1)	6	106 (0)	7	48 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	10 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所(注2)		頭数	
施設数 等	4	5 (1)	9	14 (6)	18	44 (28)	9	12 (6)	37		248 (47)	

注1：頭数の（ ）は、愛がん目的の飼養頭数です。その他の目的には、動物園等における展示、試験研究等があります。

注2：同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
収容頭数	総数	294	231	150	169	148	102
	飼い主不明犬	182	167	94	107	81	61
	飼えなくなった犬	107	59	50	54	62	36
	傷病犬	5	5	6	8	5	5
返還数		138	110	72	87	69	54
譲渡数		101	88	54	80	70	37
致死処分数		29	30	28	10	7	8
自然死		4	2	4	6	1	6
死体搬入		0	0	0	0	0	1

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
収容頭数	総数	1,179 (772)	948 (640)	906 (552)	901 (541)	629 (399)	588 (336)
	飼い主不明猫	588	492 (462)	443 (427)	414 (397)	312 (305)	257 (243)
	飼えなくなった猫	185	105 (21)	138 (14)	181 (24)	86 (3)	117 (11)
	傷病猫	406	351 (157)	325 (111)	306 (120)	231 (91)	214 (82)
返還数		16 (4)	13 (2)	6 (0)	6 (0)	9 (0)	8 (2)
譲渡数		483 (386)	378 (251)	417 (244)	470 (282)	368 (248)	330 (179)
致死処分数		387 (247)	332 (215)	250 (139)	179 (90)	94 (56)	70 (28)
自然死		116 (84)	89 (54)	83 (49)	96 (67)	68 (40)	77 (33)
死体搬入		179 (67)	138 (53)	161 (45)	146 (49)	100 (34)	71 (24)

10 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 令和元年度から令和4年度までの譲渡実績

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会												
犬	54	2	48	4	80	19	57	4	70	4	58	8	37	4	31	2
猫	417	76	183	158	470	71	196	203	368	55	150	163	330	94	136	100
その他	5	3	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1

* 譲渡団体登録数 30 団体 (令和5年3月31日現在)

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

(犬： 個別講習	5組	10人
	猫： 個別講習	100組	196人
	その他： 個別講習	1組	1人

11 附属機関、他機関等との連携



◎人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の動物の愛護および管理に係る施策や横浜市動物愛護センター事業計画などに関して審議していただき、活動を支援していただいております。

【 会議の開催回数 3回 】

◎横浜市動物適正飼育推進員

「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、おもに犬・ねこ等の適正な飼い方を薦めることを目的とし、飼い主に対する飼い方のアドバイスなど、区役所と連携して地域に密着した活動を行っていただいております。

【 横浜市動物適正飼育推進員 63人（令和5年3月31日現在） 】

◎市民ボランティアについて

動物愛護センターでボランティアを募集し、譲渡対象の犬や猫の飼育管理のお手伝い等をしていただいております。

【 市民ボランティア登録数 43人（令和5年3月31日現在） 】

活動実績

哺育ボランティア： 14回 41頭



横浜市医療局動物愛護センター
令和5年5月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画





「令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

なお、令和5年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染動向を注視し、感染拡大防止に努めながら、各種事業を進めてまいります。

目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

拠点では飼い主がペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載した、「横浜市防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を活用して周知・啓発に取り組みます。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

また、動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センター※1で使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考> ペットの災害対策啓発実施状況

	R元年度	R2年度	R3年度
同行避難訓練	30件	3件	3件
展示啓発	281件	15件	27件
その他啓発※2	96件	87件	179件

※2 拠点運営委員に対する啓発など

<参考> 拠点におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R元年度	R2年度	R3年度
一時飼育場所の設定済	101拠点	122拠点	142拠点
飼育ルールの設定済	28拠点	34拠点	44拠点
同行避難訓練の実施あり※3	81拠点	81拠点	81拠点
飼い主の会の結成	7拠点	7拠点	7拠点

※3 過去に実施したものを含む。

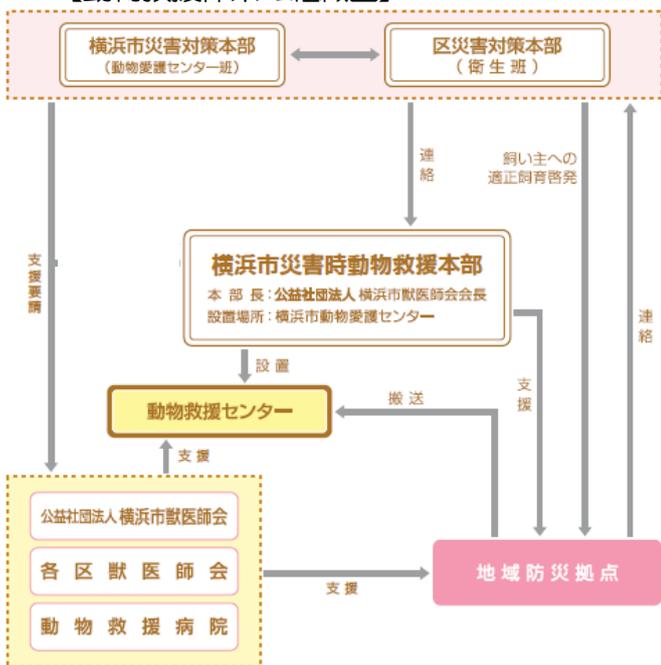
【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

※1 【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在次の4か所での開設を想定しています。

- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は本市動物愛護センターのホームページからご確認いただけます。



2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けています。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R元年度	R2年度	R3年度
登録数	173,827	173,551	173,140
注射済票交付数	127,905	130,418	125,506
接種率	73.6%	75.1%	72.5%



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故、不適切な飼育の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページやSNSでの情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センター主催の啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

(1) 市民向けセミナー

飼い犬、飼い猫のしつけや暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています（デザイン変更の場合があります）。



についての講習を実施します。

(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市医療局の主催により、動物の愛護と適正飼育についての関心と理解を深めるためのイベントとして、ブース出展やデモンストレーションを実施します。



【動物愛護フェスタよこはま】

(3) 小中学生等を対象としたイベント

子どもアドベンチャーカレッジなど、小中学生等を対象とした教室を実施します。

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。



【動物愛護の啓発事業】

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数（計）		1,975	2,285	2,277
内訳	収容に関する相談	50	52	56
	放し飼い	70	86	116
	ふん尿	1,223	1,457	1,423
	鳴き声	173	235	225
	身体・器物の被害	112	118	130
	不適切な取扱い・虐待	87	117	87
	登録・注射に関すること	147	141	135
	その他	113	79	105

【猫】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数（計）		1,956	1,742	1,734
内訳	ふん尿	601	720	780
	臭気・毛	57	41	59
	鳴き声	40	51	36
	身体・器物の被害	83	91	71
	不適切な取扱い・虐待	66	96	63
	収容に関する相談	507	401	334
	その他	602	342	391

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センターと動物愛護センター間）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

<参考> 横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
H30年度	7地域	51頭	31頭
R元年度	12地域	416頭	103頭（単年度実績72頭）
R2年度	26地域	853頭	208頭（単年度実績105頭）
R3年度	39地域	1,321頭	292頭（単年度実績84頭）

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

1 対象手術実施期間

令和5年3月1日（水）～令和6年2月29日（木）

2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



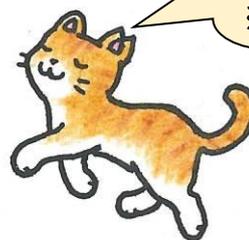
◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和5年度補助対象頭数3,500頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R元年度	R2年度	R3年度
3,884	4,075	3,257



耳カットは、手術済みのしるしとなり、再手術を防げます。
※補助金申請の条件

6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

令和4年6月1日から、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となりました。市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

1 対象装着施術実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月5日（火）

2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）（当日消印有効）

※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、環境大臣指定登録機関への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和5年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

◇ 申請場所

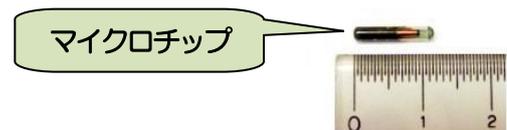
動物愛護センター（窓口及び郵送）

◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和5年度の補助対象頭数は450頭）



◇ 申請場所



<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	R元年度	R2年度	R3年度
犬	140	159	134
猫	397	318	396
計	537	477	530

7 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者の登録申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者を対象に、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

動物取扱責任者に対して、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等の手続き及び登録証の交付
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の作成・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
R元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151
R2年度	1,395	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132
R3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R元年度	25	20	9	2	2	3	36
R2年度	27	21	9	2	2	4	38
R3年度	32	23	10	2	2	7	44

8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和3年度末時点）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	8	108 (0)*	8	55 (6)	2	4 (0)	2	6 (0)	3	9 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	5 (1)	11	16 (7)	19	63 (34)	11	15 (6)	41**		281 (54)	

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

また、飼い主の判明しない動物に関しては、迅速な返還を行うため、情報発信に取り組みます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報として動物愛護センターホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	150	169	148
返還数	72	87	69
譲渡数	54	80	70
安楽死処分数	28	10	7
自然死	4	6	1
死体搬入	0	0	0

【猫】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	906 (564)	901 (541)	629 (399)
返還数	6 (0)	6 (0)	9 (0)
譲渡数	417 (244)	470 (282)	368 (248)
安楽死処分数	250 (139)	179 (90)	94 (56)
自然死	83 (49)	96 (67)	68 (40)
死体搬入	161 (57)	146 (49)	100 (34)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

10 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

<参考> 譲渡実績

動物	R元年度				R2年度				R3年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会
犬	54	2	48	4	80	19	57	4	70	4	58	8
猫	417	76	183	158	470	71	196	203	368	55	150	163
他小動物	5	3	0	2	1	1	0	0	1	1	0	0

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

(公社)横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体、動物取扱業関係団体及び学識経験者
11人の委員

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第9期横浜市動物適正飼育推進員 63人

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社)横浜市獣医師会、(一社)横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ (公社)横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社)横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

1 市民ボランティア登録数 43人

2 譲渡登録団体数 29団体

3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市医療局動物愛護センター
令和5年4月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133